

令和2年3月13日

埼玉県北部生コンクリート協同組合



組合関係者（常勤役職員・参事およびその家族）に
新型コロナウイルス感染者が出た場合の措置について

当協同組合の常勤役職員・参事（およびその家族、濃厚接触者）に新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、常勤役職員・参事全員を14日間の在宅勤務・自宅待機措置とし、この間の組合業務は休業とさせていただきますので、予めご承知おきいただきたくお願い申し上げます。

休業を開始する場合は、別途HP上並びにFAXにてお知らせします。

組合員工場において、同様な事態が生じ、生コン納入ができないような場合には、近隣工場から出荷することを基本的な対応としておりますが、個別にご相談させていただきます。